

1 厚生労働省における政策体系（基本目標、施策大目標及び施策目標） （第5期＝令和4年度～令和8年度）～政策評価の対象～

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策大目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (3) 施策目標は、施策大目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。

政策体系（基本目標、施策大目標、施策目標）

令和7年3月

基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

| | |
|---------|--|
| 施策大目標1 | 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること |
| 1－1 | 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること |
| 1－2 | 医療従事者の働き方改革を推進すること |
| 施策大目標2 | 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること |
| 2－1 | 今後の医療需要に見合った医療従事者を質・量両面にわたり確保するとともに、医師等の偏在対策を推進すること |
| 施策大目標3 | 医療等分野におけるデータの利活用や情報共有等により、利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること |
| 3－1 | 医療等分野におけるデータ利活用や情報共有の推進を図ること |
| 3－2 | 医療安全確保対策の推進を図ること |
| 施策大目標4 | 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること |
| 4－1 | 政策医療を向上・均一化させること |
| 施策大目標5 | 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること |
| 5－1 | 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること |
| 5－2 | 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること |
| 施策大目標6 | 健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、必要な医療等を確保すること |
| 6－1 | 難病等の予防・治療等を充実させること |
| 6－2 | 適正な移植医療を推進すること |
| 6－3 | 原子爆弾被爆者等を援護すること |
| 施策大目標7 | 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること |
| 7－1 | 有効性・安全性の高い新医薬品等を迅速に提供できるようにすること |
| 7－2 | 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること |
| 7－3 | 医薬品の適正使用を推進すること |
| 施策大目標8 | 安全な血液製剤を安定的に供給すること |
| 8－1 | 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給・適正使用を推進し、安全性の向上を図ること |
| 施策大目標9 | 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること |
| 9－1 | 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること |
| 施策大目標10 | 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること |
| 10－1 | データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること |

10-2 生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること

| | |
|----------|---|
| 施策大目標1 1 | 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること |
| 11-1 | 新興感染症への対応を含め、地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる地域保健体制の確保を図ること |
| 11-2 | 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること |
| 11-3 | 総合的ながん対策を推進すること |

| | |
|----------|---|
| 施策大目標1 2 | 健康危機管理・災害対応力を強化すること |
| 12-1 | 平時から情報収集を行うとともに、国民の健康等に重大な影響を及ぼす緊急事態の際の情報集約や意思決定を迅速に実施する体制を整備すること |

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

| | |
|--------|---|
| 施策大目標1 | 食品等の安全性を確保すること |
| 1-1 | 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること |
| 施策大目標2 | 麻薬・覚醒剤等の乱用を防止すること |
| 2-1 | 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること |
| 施策大目標3 | 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること |
| 3-1 | 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること |
| 施策大目標4 | 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること |
| 4-1 | 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること |

基本目標Ⅲ 働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること

| | |
|--------|--|
| 施策大目標1 | 労働条件の確保・改善を図ること |
| 1-1 | 労働条件の確保・改善を図ること |
| 1-2 | 最低賃金引上げに向け中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を図ること |
| 施策大目標2 | 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること |
| 2-1 | 労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること |
| 施策大目標3 | 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること |
| 3-1 | 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るために、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支給を行うこと |
| 3-2 | 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること |
| 施策大目標4 | 安定した労使関係等の形成を促進すること |
| 4-1 | 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集団的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集団的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること |
| 施策大目標5 | 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること |
| 5-1 | 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること |

基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること

| | |
|--------|---|
| 施策大目標1 | 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること |
| 1-1 | 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、ハラスメント対策、仕事と家庭の両立支援等を推進すること |
| 施策大目標2 | 非正規雇用労働者（短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の雇用の安定及び待遇の改善を図ること |

| | | |
|----------------|-----|--|
| | 2－1 | 非正規雇用労働者（短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の雇用の安定及び待遇の改善を図ること |
| 施策大目標3 | | 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること |
| | 3－1 | 長時間労働の抑制等によるワーク・ライフ・バランスの実現等の働き方改革を着実に実行するとともに、テレワークの定着や多様で柔軟な働き方がしやすい環境整備を図ること |
| | 3－2 | 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること |
| 施策大目標4 | | 個別労働紛争の解決の促進を図ること |
| | 4－1 | 個別労働紛争の解決の促進を図ること |
| 基本目標V | | 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること |
| 施策大目標1 | | 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること |
| | 1－1 | 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること |
| 施策大目標2 | | 社会・経済状況の変化に対応しつつ、より良質な雇用を創出、人材確保・定着を支援するとともに雇用の安定を図ること |
| | 2－1 | 社会・経済状況の変化に対応しつつ、地域、中小企業、産業の特性に応じ、より良質な雇用を創出、人材確保・定着を支援するとともに雇用の安定を図ること |
| 施策大目標3 | | 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること |
| | 3－1 | 高齢者・障害者・若年者や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進を図ること |
| 施策大目標4 | | 失業給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと |
| | 4－1 | 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること |
| 施策大目標5 | | 求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること |
| | 5－1 | 求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること |
| 基本目標VI | | 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること |
| 施策大目標1 | | 経済社会の変化を踏まえ、非正規雇用労働者を含めすべての労働者について、時代のニーズに対応した人材育成を強化するとともに、継続的な学びと自律的・主体的なキャリア形成の支援等をすること |
| | 1－1 | 公共職業訓練の推進、事業主等や労働者の自発的な取組による職業能力開発等を推進すること |
| | 1－2 | 技能検定を始めとする職業能力の評価を推進すること |
| | 1－3 | 技能実習制度の適正な運営を推進すること |
| 施策大目標2 | | 個々の特性やニーズに応じた職業能力開発を推進すること |
| | 2－1 | 若年者や就職氷河期世代に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること |
| | 2－2 | 障害者等の職業能力開発を推進すること |
| 施策大目標3 | | 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること |
| | 3－1 | 技能継承・振興のための施策を推進すること |
| 基本目標VII | | ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること |
| 施策大目標1 | | 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること |
| | 1－1 | 生活保護制度を適正に実施すること |
| | 1－2 | 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行ふことにより、その自立を促進すること |
| | 1－3 | ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること |
| | 1－4 | 困難な問題を抱える女性への更なる支援体制の充実を図ること |

| | | |
|-----------------|-----|--|
| | 1－5 | 自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること |
| 施策大目標2 | | 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること |
| | 2－1 | 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること |
| 施策大目標3 | | 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと |
| | 3－1 | 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと |
| 基本目標VIII | | 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること |
| 施策大目標1 | | 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること |
| | 1－1 | 障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること |
| | 1－2 | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築すること |
| | 1－3 | 障害者の雇用を促進すること（基本目標V施策目標3－1を参照） |
| 基本目標IX | | 高齢者ができる限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること |
| 施策大目標1 | | 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること |
| | 1－1 | 国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること |
| | 1－2 | 高齢期の所得保障の重層化を図るために、私的年金制度の適切な整備及び運営を図ること |
| 施策大目標2 | | 高齢者の雇用就業を促進すること（基本目標V施策目標3－1を参照） |
| 基本目標X | | 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること |
| 施策大目標1 | | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること |
| | 1－1 | 医療と介護の連携（基本目標I施策目標1-1を参照） |
| | 1－2 | 高齢者の在宅生活に必要な生活支援・介護予防サービスを提供するとともに、生活機能の維持向上によって虚弱を防ぎ元気で豊かな老後生活を支援すること |
| | 1－3 | 総合的な認知症施策を推進すること |
| | 1－4 | 介護保険制度の適切な運営を図り、介護分野における生産性の向上等により、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること |
| 基本目標XI | | 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること |
| 施策大目標1 | | 国際社会への参画・貢献を行うこと |
| | 1－1 | 国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において国際社会に貢献すること |
| | 1－2 | 開発途上国の人材育成等を通じた国際協力を推進し、連携を強化すること（一部基本目標VI施策目標1-3参照） |
| 施策大目標2 | | 国際化に対応した施策を推進すること（再掲） |
| | 2－1 | 医療の国際展開を推進すること（基本目標I施策目標1－1及び9－1を参照） |
| | 2－2 | 感染症の発生・まん延の防止等を図ること（基本目標I施策目標5－1を参照） |
| | 2－3 | 外国人労働者対策を推進すること（基本目標V施策目標3－1を参照） |
| 基本目標XII | | 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること |
| 施策大目標1 | | 国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること |
| | 1－1 | 国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること |
| 施策大目標2 | | 研究を支援する体制を整備すること |
| | 2－1 | 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること |

| | |
|---------------|--|
| 基本目標XⅢ | 国民生活の利便性の向上に関するICT化を推進すること |
| 施策大目標1 | デジタル政府・デジタル社会形成に向け、厚生労働分野における情報化を推進すること |
| 1－1 | 行政手続のオンライン化を推進すること |
| 施策大目標2 | 健康・医療・介護分野の情報化を推進すること |
| 2－1 | データヘルス改革を推進すること |
| 基本目標XⅣ | 国民に信頼される厚生労働行政を実施すること |
| 施策大目標1 | 業務運営の適正化を図ること |
| 1－1 | 国民に伝わるように分かりやすく情報を発信するとともに、「国民の声」等を活用して把握した国民ニーズ等を踏まえ、国民目線に立った業務プロセスの改善を図ること |
| 1－2 | 統計改革を推進し、国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成するとともに、統計の利活用を通じて、統計の質を向上させること |

2 令和6年度に成立した主な法律等

| | |
|---|-------------------------|
| 法 律 名：生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律 | |
| 公 布 年 月 日：令和6年4月24日 | 施 行 年 月 日：令和7年4月1日等 |
| 法 律 番 号：21 | 主 管 部 局：社会・援護局地域福祉課、保護課 |
| 改正の趣旨 単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。 | |
| 改正の概要 | |
| 1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】 ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業） ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。 ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者居住確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。 ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。 | |
| 2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】 ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。 ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。 | |
| 3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】 ① 就労準備支援・家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。 ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。 ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。 ※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。 | |

| | |
|--|---|
| 法 律 名：雇用保険法等の一部を改正する法律 | |
| 公 布 年 月 日：令和6年5月17日 | 施 行 年 月 日：令和7年4月1日 (ただし、3①及び4の一部は公布日、2②は令和6年10月1日、2③は令和7年10月1日、1は令和10年10月1日) |
| 法 律 番 号：26 | 主 管 部 局：職業安定局雇用保険課 職業安定局総務課訓練受講支援室 労働基準局労働保険徴収課 財務省 |
| (1) 改正の趣旨 多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のため、雇用保険の対象拡大、教育訓練やり・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等の措置を講ずる。 | |
| (2) 改正の概要 | |
| 1. 雇用保険の適用拡大【雇用保険法、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律】 雇用保険の被保険者の要件のうち、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に変更し、適用対象を拡大する（※）。 ※ これにより雇用保険の被保険者及び受給資格者となる者については、求職者支援制度の支援対象から除外しない。 | |
| 2. 教育訓練やり・スキリング支援の充実【雇用保険法、特別会計に関する法律】 ① 自己都合で退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限をせず、雇用保険の基本手当を受給できるようにする（※）。 ※ 自己都合で退職した者については、給付制限期間を原則2か月としているが、1か月に短縮する（通達）。 ② 教育訓練給付金について、訓練効果を高めるためのインセンティブ強化のため、雇用保険から支給される給付率を受講費用の最大70%から80%に引き上げる（※）。 ※ 教育訓練受講による賃金増加や資格取得等を要件とした追加給付（10%）を新たに創設する（省令）。 ③ 自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため、基本手当に相当する新たな給付金を創設する。 | |

3. 育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保【雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律】
- ① 育児休業給付の国庫負担の引下げの暫定措置（※）を廃止する。
 - ※ 本来は給付費の1/8だが、暫定措置で1/80とされている。
 - ② 育児休業給付の保険料率を引き上げつつ（0.4%→0.5%）、保険財政の状況に応じて引き下げ（0.5%→0.4%）されるようとする（※）。
 - ※ ①・②により、当面の保険料率は現行の0.4%に据え置きつつ、今後の保険財政の悪化に備えて、実際の料率は保険財政の状況に応じて弾力的に調整。
4. その他雇用保険制度の見直し【雇用保険法】
- 教育訓練支援給付金の給付率の引下げ（基本手当の80%→60%）及びその暫定措置の令和8年度末までの継続、介護休業給付に係る国庫負担引下げ等の暫定措置の令和8年度末までの継続、就業促進手当の所要の見直し等を実施する。

等

| 法 律 名：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律 | |
|---|--|
| 公 布 年 月 日：令和6年5月31日 | 施行年月日：令和7年4月1日 (ただし、2③は公布日、1①及び⑤は公布の日から起算して1年6月以内において政令で定める日) |
| 法 律 番 号：42 | 主管部局：雇用環境・均等局職業生活両立課 |
| 改正の趣旨 | |
| <p>男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするために、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる。</p> | |
| 改正の概要 | |
| <p>1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充【育児・介護休業法】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 3歳以下の小学校就学前の子を養育する労働者に向け、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ（※）、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付ける。また、当該措置の個別の周知・意向確認を義務付ける。 ※ 始業時刻等の変更、テレワーク、短時間勤務、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与、その他働きながら子を養育しやすくするための措置のうち事業主が2つを選択 ② 所定外労働の制限（残業免除）の対象となる労働者の範囲を、小学校就学前の子（現行は3歳になるまでの子）を養育する労働者に拡大する。 ③ 子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校3年生（現行は小学校就学前）まで拡大するとともに、勤続6月末満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。 ④ 3歳になるまでの子を養育する労働者に向け事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加する。 ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付ける。 <p>2. 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化【育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 育児休業の取得状況の公表義務の対象を、當時雇用する労働者が300人超（現行1,000人超）の事業主に拡大する。 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付ける。 ③ 次世代育成支援対策推進法の有効期限（現行は令和7年3月31日まで）を令和17年3月31日まで、10年間延長する。 3. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等【育児・介護休業法】 <ol style="list-style-type: none"> ① 労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付ける。 ② 労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）を事業主に義務付ける。 ③ 介護休暇について、勤続6月末満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。 ④ 家族を介護する労働者に向け事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加する。 | |

| 法 律 名：再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律 | |
|---|-----------------|
| 公 布 年 月 日：令和6年6月14日 | 施行年月日：令和7年5月31日 |
| 法 律 番 号：51 | 主管部局：医政局研究開発政策課 |
| 改正の趣旨 | |
| <p>昨今の技術革新等を踏まえ、先端的な医療技術の研究及び安全な提供の基盤を整備し、その更なる推進を図るために、再生医療等の安全性の確保等に関する法律の対象拡大及び再生医療等の提供基盤の整備、臨床研究法の特定臨床研究等の範囲の見直し等の措置を講ずる。</p> | |
| 改正の概要 | |
| <p>1. 再生医療等の安全性の確保等に関する法律の対象拡大及び再生医療等の提供基盤の整備【再生医療等の安全性の確保等に関する法律】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 細胞加工物を用いない遺伝子治療（※1）等は、現在対象となっている細胞加工物（※2）を用いる再生医療等と同様に感染症の伝播等のリスクがあるため、対象に追加して提供基準の遵守等を義務付けることで、迅速かつ安全な提供及び普及の促進を図る。 | |

- ※1 細胞加工物を用いない遺伝子治療：人の疾病的治療を目的として、人の体内で遺伝子の導入や改変を行うこと。
- ※2 細胞加工物：人又は動物の細胞に培養等の加工を行ったもの。
- ② 再生医療等の提供計画を審査する厚生労働大臣の認定を受けた委員会（認定再生医療等委員会）の設置者に関する立入検査や欠格事由の規定を整備することにより、審査の公正な実施を確保し、再生医療等の提供基盤を整備する。
2. 臨床研究法の特定臨床研究等の範囲の見直し等【臨床研究法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律】
- ① 医薬品等の適応外使用（※3）について、薬事承認済みの用法等による場合とリスクが同程度以下の場合には臨床研究法の特定臨床研究及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律の再生医療等から除外することにより、研究等の円滑な実施を推進する。
- ※3 薬事承認された医薬品等を承認された用法等と異なる用法等で使用すること（がんや小児領域の研究に多い。）
- ② 通常の医療の提供として使用された医薬品等の有効性等について研究する目的で、研究対象者に著しい負担を与える検査等を行う場合は、その研究について、臨床研究法の対象となる旨を明確化することにより、研究対象者の適切な保護を図る。

| 法律名：出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律 | |
|--|--|
| 公布年月日：令和6年6月21日 | 施行年月日：一部の規定を除き、令和9年4月1日を予定 |
| 法律番号：60 | 主管部局：出入国在留管理庁政策課 人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室 |
| 改正の趣旨 | |
| 技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。 | |
| 改正の概要 | |
| (1) 入管法 | |
| 1. 新たな在留資格創設 | |
| 技能実習の在留資格を廃止し、「育成就労産業分野」（特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの）に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「育成就労」の在留資格を創設する。 | |
| 2. 特定技能の適正化 | |
| 特定技能所属機関（受け入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機間に限るものとする。 | |
| 3. 不法就労助長罪の厳罰化 | |
| 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引き上げる。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可） | |
| 4. 永住許可制度の適正化 | |
| 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。 | |
| (2) 育成就労法（技能実習法の抜本改正） | |
| 1. 育成就労制度の目的・基本方針 | |
| ・法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」（育成就労法）に改める。 | |
| ・育成就労制度は、育成就労産業分野において、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的とする。 | |
| ・政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受け入れ見込数を設定するものとする。 | |
| 2. 育成就労計画の認定制度 | |
| ・育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受け入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準に適合していることといった要件を設ける。 | |
| ・転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1~2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）、技能等の水準、転籍先の適正性に係る一定の要件を満たす場合（本人意向の転籍）に行う。 | |
| 3. 関係機関の在り方 | |
| ・監理団体に代わる「監理支援機関」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受け入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受け入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。 | |
| ・外国人技能実習機構に代わる「外国人育成就労機構」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。 | |
| 4. その他 | |
| ・季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。 | |
| ・制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。 | |
| ・施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。 | |
| 等 | |

3 年表

| 年号 | 総理大臣 | 厚生大臣 | 労働大臣 | 時代背景 | 施策等 |
|------------|--------|----------------|------|--|---|
| 昭和 - 13 | 近衛 | | | 13年 厚生省創設 16年 太平洋戦争 20年 終戦 21年 日本国憲法公布 22年 労働省創設 22年 第1次ベビーブーム 25年 朝鮮戦争（特需ブーム） 27年 講和条約 神武景気 岩戸景気 35年 所得倍増計画 39年 東京オリンピック いさなぎ景氣 45年 高齢化率7%を越える 46年 環境庁設置 46年 ドル・ショック | 12年 保健所法 13年 国民健康保険法 14年 職員健康保険法、船員保険法 16年 労働者年金保険法 19年 厚生年金保険法 20年 引揚者対策 20年 新労働組合法 21年 旧生活保護法 21年 労働関係調整法 22年 新保健所法 22年 食品衛生法 22年 児童福祉法 22年 労働基準法 22年 労働者災害補償保険法 22年 職業安定法 22年 失業保険法 23年 予防接種法 23年 医療法 23年 医師法、歯科医師法、保健婦助産婦看護婦法 24年 身体障害者福祉法 24年 新労働組合法 24年 緊急失業対策法 25年 精神衛生法 25年 新生活保護法 26年 結核予防法 26年 社会福祉事業法 26年 児童憲章 27年 戦傷病者戦没者遺族等援護法 29年 清掃法 29年 厚生年金保険法改正（定額部分の導入支給開始年齢60歳への引き上げ） 32年 水道法 33年 国保法改正（国民皆保険） 33年 職業訓練法 34年 国民年金法（国民皆年金） 35年 精神薄弱者福祉法 35年 薬事法 36年 児童扶養手当法 38年 老人福祉法 39年 母子福祉法 39年 特別児童扶養手当等法 40年 厚生年金保険法改正（1万円年金、厚生年金基金） 40年 母子保健法 40年 精神衛生法改正（通院医療費の公費負担） 41年 国保法改正（7割給付実現） 41年 雇用対策法 42年 公害対策基本法 42年 第1次雇用対策基本計画 44年 厚生年金保険法改正（2万円年金） 45年 廃棄物処理法 45年 社会福祉施設緊急整備5か年計画 45年 家内労働法 46年 児童手当法 46年 高齢者等雇用安定法 |
| | 木戸 | | | | |
| | 廣瀬 | | | | |
| | 阿部 | 小原・秋田 | | | |
| | 米内 | 吉田 | | | |
| | 近衛 | 安井・金光 小泉（親） | | | |
| | 東條 | | | | |
| | 小磯 | 廣瀬・相川 | | | |
| | 鈴木（貴） | 岡田 | | | |
| | 東久邇 | 松村 | | | |
| - 20 | 幣原 | 芦田 | | | |
| | 吉田 | 河合・吉田 | | | |
| | 片山 | 片山・一松 | 米澤 | | |
| | | | | | |
| | 芦田 | 竹田 | 加藤 | | |
| | 吉田 | 吉田 | | | |
| | 林（謙） | 増田 | | | |
| | | 鈴木（正） | | | |
| | 黒川 | 保利 | | | |
| | 橋本（龍伍） | 吉武 | | | |
| - 30 | 吉武 | | | | |
| | 山縣 | 戸塚 | | | |
| | 草葉 | 小坂 | | | |
| | 鳩山 | 千葉 | | | |
| | 鶴見 | 西田 | | | |
| | 川崎 | 倉石 | | | |
| | 小林 | | | | |
| | 石橋 | 松浦 | | | |
| | 岸 | | | | |
| | 堀木 | 石田 | | | |
| - 40 | 橋本（龍伍） | 倉石 | | | |
| | 坂田 | | | | |
| | 渡邊（良） | 松野 | | | |
| | 池田 | 中山 | 石田 | | |
| | | 古井 | | | |
| | | 灘尾 | 福永 | | |
| | | 西村 | 大橋 | | |
| | | 小林（武） | | | |
| | 佐藤 | 神田 | 石田 | | |
| | | | | | |
| | 鈴木（善） | 小平 | | | |
| | | 山手 | | | |
| | 坊 | 早川 | | | |
| | 園田 | 小川 | | | |
| | 斎藤（昇） | 原 | | | |
| | 内田 | 野原 | | | |
| | 斎藤（昇） | 原 | | | |

| 年号 | 総理大臣 | 厚生大臣 | 労働大臣 | 時代背景 | 施策等 |
|-----|-------------|-------------------------|----------------|--|--|
| 平成元 | 田中(角) | 塙見 斎藤(邦) | 塙原 | 46年 第2次ベビーブーム | |
| | | | 田村 | 47年 札幌オリンピック | 48年 老人福祉法改正（老人医療費無料化） |
| | | | 加藤 | 48年 福祉元年 | 48年 健保法改正（家族7割給付・高額療養費） |
| | | | 長谷川 | 48年 オイル・ショック | 48年 年金制度改革（5万円年金・物価スライドの導入） |
| | | 福永 | 大久保 | 50年 国際婦人年 | 49年 雇用保険法 |
| | 三木 | 田中(正) | 長谷川 | | 52年 雇用保険法改正（雇用安定事業創設） |
| | 福田 | 早川 渡辺(美) 小沢 | 浦野 石田 藤井 | | 53年 国民健康づくり対策 |
| | 大平 鈴木(善) | 橋本(龍太郎) | 藤井 | 54年 国際児童年 | 54年 薬事法改正（新薬承認の厳格化・副作用報告・再評価、GMP等の法制化） |
| | | 栗原 | | 55年 ベビーホテル問題 | 54年 医薬品副作用被害救済基金法 |
| | | 野呂 斎藤(邦) 園田 村山 | 藤波 藤尾 | 55年 第二臨調（財政再建） | |
| | | 森下 | 初村 | 56年 国際障害者年 | 56年 児童福祉法改正・延長・夜間保育の実施 |
| | | 林(義) | 大野 | 56年 日米貿易摩擦 | |
| 平成元 | 中曾根 | 渡部(恒) | 坂本 | 58年 国連・障害者の十年 東京集中 | 57年 障害者対策に関する長期計画 |
| | | 増岡 | 山口 | | 57年 家庭奉仕員（大幅増員・所得制限撤廃） |
| | | 今井 斎藤(十) | 林(道) 平井 | 円高 | 57年 老人保健法 |
| | | | | | 58年 清化槽法 |
| | | | | | 58年 対がん10カ年総合戦略 |
| | 竹下 | 藤本 | 中村 | | 59年 健保法改正（本人9割給付・退職者医療制度） |
| | | 小泉(純) | 丹羽(兵) | 60年 年金制度改革（基礎年金導入等） | |
| | | | | 60年 医療法改正（医療計画） | |
| | | 宇野 | 堺内 | 60年 職業能力開発促進法 | |
| | | 海部 | 戸井田 津島 | 60年 労働基準法 | |
| 5 | 宮澤 | | 福島 塙原 | 60年 男女雇用機会均等法 | |
| | | | | 61年 老人保健法改正（老人保健施設） | |
| | | | | 61年 高年齢者等雇用安定法（60歳定年の努力義務化） | |
| | | | | 62年 社会福祉士及び介護福祉士法 | |
| | | | | 62年 精神衛生活改正（人権擁護と社会復帰、名称は精神保健都市に改称） | |
| | | | | 62年 労働基準法改正（週40時間労働制を目標） | |
| | | | | 63年 第二次国民健康づくり対策 | |
| | | | | 63年 国保法改正（高医療費市町村における運営の安定化） | |
| | | | | | |
| | | | | 01年 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律 | |
| 5 | 細川 | | | 01年 年金制度改革（完全自動車台スライド制、国民年金基金） | |
| | | | | 01年 ゴールドプランの策定 | |
| | | | | 01年 雇用保険法改正（パートへの適用拡大） | |
| | | | | 02年 国保法改正（保険基盤安定制度の確立） | |
| | | | | 02年 老人福祉等福祉関係8法改正（在宅福祉サービスの位置付けの明確化及びその支援体制の強化、在宅福祉サービス及び施設福祉サービスの市町村への一元化、老人保健福祉計画の策定、障害者関係施設の範囲の拡大等） | |
| | | | | 02年 高年齢者等雇用安定法（65歳までの再雇用の努力義務化） | |
| | | | | 03年 老人保健法改正（老人訪問看護制度） | |
| | | | | | |
| | | | | 03年 育児休業法 | |
| | | | | 03年 中小企業労働力確保法 | |
| 5 | 羽田 | | | 04年 健保法改正（中期財政運営の導入） | |
| | | | | 04年 医療法改正（医療提供の理念の規定） | |
| | | | | 04年 看護職員人材確保法 | |
| | 細川 | 山下 | 近藤 | 05年 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法改正（希少病用医薬品、医療機器の研究開発促進） | |
| | | 丹羽(雄) | 村上 | 05年 福祉用具法 | |
| | | 大内 | 坂口 | 05年 精神保健法改正（グループホームの法定化） | |
| | | | | 05年 障害者対策に関する新長期計画 | |
| | | | | 05年 パートタイム労働法 | |
| | | | | 05年 労働基準法改正（週40時間労働制原則化、変形労働制導入） | |
| | | | | 05年 雇用支援トータルプログラム | |
| | | | | 06年 21世紀福祉ビジョン | |
| | | | | 06年 地域保健法（保健所機能の強化） | |
| | | | | 06年 健保法等改正（入院時の食事療養に係る給付の見直し・付添看護の解消） | |

| 年号 | 総理大臣 | 厚生大臣 | 労働大臣 | 時代背景 | 施策等 |
|------|---------|-------|------|-----------------|--|
| - 10 | 村山（富） | 井出 | 浜本 | 06年 高齢化率14%を越える | 06年 年金制度改正（60歳前半の老齢厚生年金の見直し） 06年 エンゼルプランの策定 06年 新ゴルトプランの策定 06年 がん克服新10か年戦略 06年 高年齢者等雇用安定法改正（60歳定年義務化、65歳継続雇用の努力義務化） 06年 雇用保険法改正（高年齢雇用継続給付・育児休業給付創設） 06年 水道原水水源質保全事業の実施の促進に関する法律 07年 原子炉爆弾被爆者に対する援護に関する法律 07年 容器包装サインル法 07年 障害者フランの策定 07年 精神保健法改正（精神障害者保健福祉手帳制度の創設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改称） 07年 育児休業法改正（介護休業制度創設、名称は育児・介護休業法に改称） 07年 新総合的雇用対策 08年 らい予防法廃止 08年 薬事法改正（医薬品安全性確保対策の充実） 09年 廃棄物処理法改正（施設設置手続きの明確化・不法投棄対策等） 09年 精神保健福祉士法 09年 児童福祉法改正（保育制度改革） 09年 健保法等改正（本人8割給付） 09年 臨器移植法 09年 介護保険法 09年 男女雇用機会均等法改正（女性に対する差別の禁止等） 10年 日独社会保障協定署名（平成12年2月1日発効） 10年 感染症法 10年 雇用活性化総合プラン |
| | | | | 07年 阪神・淡路大震災 | |
| | 橋本（龍太郎） | 森井 | 青木 | | |
| | | 菅 | 永井 | | |
| | | 小泉（純） | 岡野 | 社会保障構造改革 | |
| | 伊吹 | | | アジア通貨危機 | |
| | | | | 10年 長野オリンピック | |
| | 小渕 | 宮下 | 甘利 | 完全失業率の急上昇 | |
| | | 丹羽（雄） | 牧野 | 11年 國際高齢者年 | |
| - 15 | 森 | 津島 | 吉川 | | 11年 緊急雇用対策 11年 新エンゼルプランの策定 11年 精神保健福祉法改正（在宅福祉事業にホームヘルプ・ショートステイを追加、医療保護入院の要件の明確化） |
| | | 坂口 | 坂口 | | 12年 日英社会保障協定署名（平成13年2月1日発効） 12年 年金制度改正（給付総額の伸びの調整等） 12年 医師法改正（臨床研修の必修化） 12年 社会福祉法 12年 労働契約承継法 12年 児童虐待防止法 12年 児童手当法改正（義務教育就学前まで延長） |
| | | 坂口 | 坂口 | 13年 厚生労働省発足 | 13年 確定給付年金法・確定拠出年金法 13年 ハンセン病補償法 13年 社会保障改革大綱 13年 個別労働争議解決促進法 13年 育児・介護休業法改正（時間外労働の制限等） 13年 総合雇用対策 14年 ワークシェアリングに関する政労使合意 14年 身体障害者補助法 14年 薬事法及び供血及び供血あっせん業取締法改正（市販後安全対策の充実等、血液法の抜本改正） 14年 健康増進法 14年 健保法等改正 14年 食品衛生法改正（輸入食品への罰則強化等） 14年 ホームレス自立支援法 14年 雇用問題に関する政労使合意 14年 改革加速プログラム 14年 多様な働き方とワークシェアリングに関する政労使合意 15年 食品衛生法等改正（食品安全基本法）の成立を踏まえた見直し 15年 3次世代育成支援対策推進法 15年 児童福祉法改正（子育て支援事業の法定化） 15年 母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法 15年 少子化社会対策基本法 15年 心神喪失者等医療観察法 15年 雇用保険法改正（早期再就職の促進） 15年 新障害者フラン 15年 労働基準法改正（解雇ルールの策定、有期契約及び裁量労働制に関する見直し） 15年 感染症法及び検疫法改正（感染症対策の充実強化） |
| | 小泉（純） | | | 15年 イラク戦争 | |
| | | | | | |

| 年号 | 総理大臣 | 厚生労働大臣 | 時代背景 | 施策等 |
|------|------|--------|---------------------------|--|
| - 17 | | 尾辻 | 16年 新潟県中越地震 | 16年 第3次対がん10か年総合戦略 16年 日韓社会保障協定署名（平成17年4月1日発効） 16年 日米社会保険協定署名（平成17年10月1日発効） 16年 特別賃借給付金支給法 16年 児童虐待防止法改正（児童虐待の定義の見直し、国及び地方公共団体の責務の改正等） 16年 少子化社会対策大綱 16年 児童手当法改正（小学校第3学年修了前まで延長） 16年 児童福祉法改正（児童相談に関する体制の充実等） 16年 育児・介護休業法改正（休業の対象労働者の拡大等） 16年 少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）の策定 16年 水道ビジョン 16年 年金制度改正（保険料水準の上限固定及び給付水準の自動調整の仕組みの導入、年金積立金管理運用独立行政法人の設立等） 17年 日ベトナム社会保険協定署名（平成19年1月1日発効） 17年 日印社会保険協定署名（平成19年6月1日発効） 17年 食育基本法 17年 労働組合会法改正（不当労働行為事件の審査手続・体制の整備） 17年 介護保険法改正（予防重視型システムへの転換等） 17年 障害者自立支援法成立（障害種別にかかわらず一元的にサービスを提供する仕組みの創設等） 18年 石綿による健康被害の救済に関する法律 18年 日加社会保険協定署名（平成20年3月1日発効） 18年 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定子ども園の制度化） 18年 薬事法改正（販売制度改正・違法ドラッグ対策の強化） 18年 男女雇用機会均等法改正（性差別禁止の範囲の拡大等） 18年 医療法等改正（良質な医療を提供する体制の確立を図る） 18年 健保法等改正 18年 自殺対策基本法 18年 がん対策基本法 19年 高齢化率21%を超える「超高齢社会」に突入 |
| - 18 | | 川崎 | 19年 高齢化率21%を超える「超高齢社会」に突入 | 19年 日豪社会保険協定署名（平成21年1月1日発効） 19年 雇用保險法改正（受給資格要件の見直し） 19年 パートタイム労働法改正（パート労働者の均衡待遇の確保等） 19年 雇用対策法及び地域雇用開発促進法改正（労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化等） 19年 社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（各國協定ごとに制定してきた実施特例法に代えてその内容を包括的に定めるもの） 19年 日本金銀構法 19年 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律 19年 年金時効特例法（年金記録の訂正に係る年金の支給を受ける権利についての時効の特例等） 19年 厚生年金特例法（事業主が被保険者の保険料を源泉控除していたが納付義務の履行が明らかでない場合の厚生年金の保険料付に関する特例等） 19年 児童虐待防止法改正（児童の安全確認等のための立入調査の強化等） 19年 労働契約法 19年 自殺総合対策大綱 20年 リーマンショック |
| - 19 | 安倍 | 柳澤 | 19年 高齢化率21%を超える「超高齢社会」に突入 | 20年 日オランダ社会保障協定署名（平成21年3月1日発効） 20年 日エコ社会保険協定署名（平成21年6月1日発効） 20年 新雇用戦略 20年 日スイス社会保険協定署名（平成22年12月1日発効） 20年 労働基準法改正（時間外労働の割増賃金率の引き上げ等） 20年 自殺総合対策大綱（一部改正） 20年 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律 21年 肝炎対策基本法 21年 日イタリア社会保険協定署名（令和6年4月1日発効） 21年 雇用安定・創出の実現に向けた政労使合意 21年 育児・介護休業法改正（短時間勤務制度の義務化等） 21年 延滞金軽減法（社会保険の保険料等に係る延滞金の軽減） 21年 遅延加重金法（年金記録の訂正がなされた上で受給権に係る裁定が行われた場合において本来の支給より大幅に遅れて支払われる年金給付の額について、その現在価値に見合う額になるようにするため、特別加算金を支給） 21年 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成21年度からの基礎年金負担割合2分の1を実施） 21年 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（脳死判定・臓器摘出要件の変更等） 21年 日アイルランド社会保険協定署名（平成22年12月1日発効） |
| - 20 | 福田 | 舛添 | 20年 リーマンショック | |
| - 21 | 麻生 | | | |
| | 鳩山 | 長妻 | | |

| 年号 | 総理大臣 | 厚生労働大臣 | 時代背景 | 施策等 |
|------|------|----------|------------------------------|---|
| - 22 | | | 22年 日本年金機構発足 | 22年 子ども・育てビジョンの策定 22年 雇用保険法改正（適用範囲の拡大等） 22年 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等一部を改正する法律（保険料の引上げ幅を抑制するために必要な財政支援措置等） 22年 日ブラジル社会保障協定署名（平成24年3月1日発効） 22年 日イスラエル社会保障協定署名（平成24年3月1日発効） 22年 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律 22年 障がい者制度改革改進推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律 23年 雇用保険法等改正（賃金日額の引き上げ等） 23年 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 23年 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 23年 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 23年 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（国民年金保険料の納付可能期間の延長） 23年 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 |
| - 23 | 菅 | 細川（9月～） | 23年 東日本大震災 | 24年 雇用保険法等改正（給付日数の拡充措置の延長等） 24年 児童手当法改正（支給対象年齢を中学校修了前まで延長し、手当額を拡充した新しい児童手当制度） 24年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律 24年 国民健康保険法改正（市町村国保の財政基盤強化策の恒久化、財政運営の都道府県単位化の推進等） 24年 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 24年 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 24年 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（受給資格期間の短縮等） 24年 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 24年 高年齢者雇用安定法改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止等） 24年 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年度、25年度の基礎年金全国庫負担割合を2分の1とする等） 24年 年金生活費支援給付金の支給に関する法律 24年 日インド社会保障協定署名（平成28年10月1日発効） 24年 自殺総合対策大綱の見直し |
| - 24 | 野田 | 小宮山（9月～） | 24年 社会保障と税一体改革 100歳以上5万人超 | 25年 新水道ビジョン 25年 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（厚生年金基本制度の見直し、第3号被保険者の記録不整合問題への対応） 25年 健保法等改正（全国健康保険協会への財政支援措置延長等） 25年 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律 25年 薬事法等の一部を改正する法律（医薬品等に係る安全対策の強化、医療機器の特性を踏まえた規制の構築、再生医療等製品の特性も踏まえた規制の構築） 25年 薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（医薬品の販売方法に関するルールの整備、指定薬物の所持等の禁止） 25年 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（社会保障制度改革の全体像・進め方を明示） 25年 日ハンガリー社会保障協定署名（平成26年1月1日発効） 26年 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等） |
| - 25 | 安倍 | 田村（12月～） | | |
| - 26 | | | | |

| 年号 | 総理大臣 | 厚生労働大臣 | 時代背景 | 施策等 |
|-------|------|-----------|---------------|---|
| - 27 | | 塩崎 (9月~) | | <p>26年 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（新たな感染症の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集体制の強化等）</p> <p>26年 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律</p> <p>26年 日ルクセントルク社会保障協定署名（平成29年8月1日発効）</p> <p>26年 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律</p> <p>26年 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律</p> <p>26年 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律</p> <p>27年 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律</p> <p>27年 女性の職業生活における活躍に関する法律</p> <p>27年 公認心理師法</p> <p>27年 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律</p> <p>27年 勤労者少年福祉法等の一部を改正する法律（①新卒募集を行う企業による職場情報提供の仕組み②ロークワークでの一定の労働関係法令違反の求人者が求人不受理③若者の雇用管理が優良な中小企業の認定制度（ユースエール認定制度）等を実施）</p> <p>27年 日フィリピン社会保障協定署名（平成30年8月1日発効）</p> <p>27年 自殺対策基本法の一部を改正する法律</p> |
| - 28 | | | 27年 マイナンバー法成立 | |
| | | | 28年 熊本地震 | <p>28年 特定大型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律</p> <p>地図の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律</p> <p>28年 児童福祉法等の一部を改正する法律</p> <p>28年 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律</p> <p>28年 発達障害者支援法の一部を改正する法律</p> <p>28年 確定拠出年金法等の一部を改正する法律（個人型確定拠出年金の加入者範囲の拡大等）</p> <p>28年 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（受給資格期間の短縮の早期実施）</p> <p>28年 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（管理監督体制の強化と技能実習生の保護等）</p> <p>28年 がん対策基本法の一部を改正する法律</p> <p>28年 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進、年金額の改定ルールの見直し等）</p> <p>雇用保険法等の一部を改正する法律</p> |
| - 29 | | 加藤 (8月~) | | |
| - 30 | | 根本 (10月~) | | <p>29年 臨床研究法</p> <p>29年 医療法等の一部を改正する法律</p> <p>29年 厚生労働省設置法の一部を改正する法律</p> <p>29年 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律</p> <p>29年 雇用保険法等の一部を改正する法律</p> <p>29年 日スロハキア社会保障協定署名（令和元年7月1日発効）</p> <p>29年 自殺総合対策大綱の見直し</p> <p>29年 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律</p> |
| - 令和元 | | 加藤 (9月~) | | <p>30年 日本社会保障協定署名（令和元年9月1日発効）</p> <p>30年 生活困窮者の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律</p> <p>30年 食品衛生法等の一部を改正する法律</p> <p>30年 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律</p> <p>30年 健康増進法の一部を改正する法律</p> <p>30年 医療法及び医師法の一部を改正する法律</p> <p>30年 水道法の一部を改正する法律</p> <p>30年 健康寿命の延伸等を図るために脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する法律</p> <p>31年 日スウェーデン社会保障協定署名（令和4年6月1日発効）</p> <p>元年 日フィンランド社会保障協定署名（令和4年2月1日発効）</p> <p>元年 医療保険制度の適かつ効率的な運用を図るためにの健保法等の一部を改正する法律</p> <p>元年 女性の職業生活における活躍を推進する法律等の一部を改正する法律</p> <p>元年 死因究明等推進基本法</p> <p>元年 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律</p> |

| 年号 | 総理大臣 | 厚生労働大臣 | 時代背景 | 施策等 |
|------|------|----------|------------------------------|---|
| - 02 | | | 2年 新型コロナウイルス感染症の発生／全国に緊急事態宣言 | 元年 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 元年 医薬品・医療機器等の品質・有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 元年 母子保健法の一部を改正する法律 02年 労働基準法の一部を改正する法律 02年 雇用保険法等の一部を改正する法律 02年 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 02年 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 02年 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律 |
| - 03 | 菅 | 田村（9月～） | 3年 東京オリンピック | 02年 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律 03年 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確立を推進するための医療法等の一部を改正する法律 |
| - 04 | 岸田 | 後藤（10月～） | 4年 団塊世代が75歳へ | 03年 育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律 03年 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 03年 特定病院が寄附設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律 03年 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律 04年 雇用保険法等の一部を改正する法律 04年 医薬品・医療機器等の品質・有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 04年 児童福祉法等の一部を改正する法律 |
| - 05 | | 加藤（8月～） | | 04年 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律 04年 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律 |
| - 06 | | 武見（9月～） | | 05年 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律 05年 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律 05年 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 05年 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律 05年 国立健康危機管理研究機構法 05年 生活衛生関係富業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律 05年 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律 |
| | 石破 | 福岡（10月～） | 6年 能登半島地震 | 06年 日オーストリア社会保障協定署名 06年 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律 06年 雇用保険法等の一部を改正する法律 06年 育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律 06年 再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律 06年 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律 |

厚生労働省

4 厚生労働省の機構

厚生労働省組織図（令和7年4月1日現在）



5 主な厚生労働統計調査等一覧

1 人口・保健福祉全般

| 調査名 | 目的 | 事項 | 対象 | 調査周期 | 公表時期 |
|--|--|---|---|--------------------------|---|
| 人口動態調査 (基幹統計調査) | 人口動態事象を把握し人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。 政策統括官付参事官付 人口動態・保健社会統計室 | 出生、死亡、死産、婚姻、離婚に関する事項 | 戸籍法及び死産の届出に関する規程により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数 | 毎月 | 速報 調査月の約2か月後 月報 調査月の約5か月後 月報年計(概数) 調査年の翌年6月上旬 年報(確定数) 調査年の翌年9月 |
| 国民生活基礎調査 (基幹統計調査) | 保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得る。 政策統括官付参事官付 世帯統計室 | 世帯業態・構造・類型、家計支出額、医療保険の加入状況、要介護者等の状況、主な介護者の状況、介護サービスの利用状況、就業状況、公的年金の加入・受給状況、入院・通院の状況、自覚症状、所得の種類別金額、課税の状況、生活意識、貯蓄現在高、借入金残高等 | 全国の世帯及び世帯員(国勢調査区の後置番号1及び8から層化無作為抽出した地区のうち、大規模年は5,530地区内、中間年は1,106地区内のすべての世帯及び世帯員) | 毎年 (直近の大規模調査は、令和4年実施) | 集計後 速やかに公表 |
| 21世紀出生児縦断調査 (一般統計調査) | 平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察するとともに世世代による違いを検証し、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。 政策統括官付参事官付 世帯統計室 | 家族構成、就業の状況、子育ての意識、子どもの状況等 | 全国の平成22年5月10日から同月24日の間に出生した子のすべて(全国の平成13年1月10日から同月17日の間に7月10日から同月17日の間に出生した子のすべてを対象とした平成13年出生児については、第16回調査(16歳)からは実施主体を文部科学省とする共管調査としている) | 毎年 | 集計後 速やかに公表 |
| 21世紀成年者縦断調査 (国民の生活に関する継続調査) (一般統計調査) | 調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。 政策統括官付参事官付 世帯統計室 | 家族の状況、健康の状況、就業の状況、現在の就業意欲、仕事と子育ての両立支援制度の利用状況等 | 平成24年10月末時点まで20~29歳であった男女及びその配偶者(平成14年10月末時点まで20~34歳であった男女及びその配偶者を対象とした平成14年成年者については平成27年(第14回)調査をもって終了した) | 毎年 | 集計後 速やかに公表 |
| 中高年者縦断調査 (中高年者の生活に関する継続調査) (一般統計調査) | 団塊の世代を含む全国の中高年者世代の男女を追跡して、その健康・就業・社会活動について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。 政策統括官付参事官付 世帯統計室 | 家族の状況、健康の状況、就業の状況、社会活動等の状況、住居・家計の状況等 | 平成17年10月末時点で50~59歳であった全国の男女 | 毎年 | 集計後 速やかに公表 |
| 所得再分配調査 (一般統計調査) | 社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを把握し、社会保障施策の浸透状況、影響度について明らかにする。 政策統括官付 政策立案・評価担当参事官室 | 性、出生年月、拠出金(自動車税・軽自動車税)、受給金(生命保険、損害保険の保険金)、医療の受療状況、介護の給付状況、保育所等の利用状況 | 全国の世帯及び世帯員(約13,000世帯を抽出) | 3年 (直近は令和5年実施) | 集計後 速やかに公表 |
| 公的年金加入状況等調査 (一般統計調査) | 公的年金加入状況を世帯員個々について調査し、公的年金加入状況・受給状況、世帯の状況、就業状況、公的年金に関する周知度などを把握することにより、年金の事業運営及び今後の年金制度の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。 年金企画調査室 | 公的年金加入状況・受給状況、世帯の状況、就業状況及び公的年金に関する周知度等 | 全国の15歳以上の世帯員(国民生活基礎調査の調査対象の地区のうち1800地区的全世帯(約9万世帯)の15歳以上の世帯員) | 3年 (直近は令和4年実施) | 集計後 速やかに公表 |
| 国民年金被保険者実態調査 (一般統計調査・業務統計) | 国民年金第1号被保険者について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民年金制度に対する意識、保険料未納の理由など今後の年金制度の検討及び国民年金の事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。 年金企画調査室 | 就業及び就学の状況、世帯の状況(消費支出額、生命保険支出額等)、国民年金に関する納付状況、国民年金に関する意識、本人及び世帯の所得の状況等 | 全国の国民年金第1号被保険者及びその世帯に属する世帯員(無作為に抽出した約12万人(うち約6万人に直接調査を実施)) | 3年 (直近は令和5年実施) | 集計後 速やかに公表 |

2 社会福祉統計

| 調査名 | 目的 | 事項 | 対象 | 調査周期 | 公表時期 |
|---|---|--|--|-----------------------|-------------------------------|
| 福祉行政報告例 (一般統計調査) 政策統括官付参事官付行政報告統計室 | 社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握し、社会福祉行政運営のための基礎資料を得る。 | 各都道府県・指定都市・中核市における社会福祉行政の業務実績等 | 都道府県・指定都市・中核市 | 毎月・毎年度 | 1月下旬 毎月（概数） |
| 社会福祉施設等調査 (一般統計調査) 政策統括官付参事官付社会統計室 | 全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得る。 | 施設の経営主体、定員、在所者、従事者等 | 全国の社会福祉施設等の全数 | 毎年 | 12月下旬 |
| 地域児童福祉事業等調査 (一般統計調査) 子ども家庭局 総務課 | 保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村（特別区を含む）の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得る。 | 市町村事業票 保育所定員の弾力化の状況、短時間勤務の保育士の導入状況、保育料の収納事務の私人への委託状況等 | 市町村、特別区 | 毎年 | 9月下旬 |
| 介護サービス施設、事業所調査 (一般統計調査) 政策統括官付参事官付社会統計室 | 全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備等に関する基礎資料を得る。 | (1) 介護保険施設 開設・経営主体、定員、在所者数、従事者数、居室等の状況等 (2) 居宅サービス事業所等 開設・経営主体、利用者数、従事者数等 | 全国の介護保険施設及び事業所の全数 | 毎年 | 12月下旬 |
| 介護給付費等実態統計 (業務統計) 政策統括官付参事官付社会統計室 | 介護サービスの受給にかかる給付費等の状況を把握し、介護報酬の改定をはじめとした介護保険制度の円滑な運営に必要な基礎資料を得る。 | 介護給付費明細書及び介護予防・日常生活支援結合事業費明細書等 介護サービス種類別の受給者数及び介護サービス内容別件数、回数、単位数、費用額等 | 介護保険総合データベース に蓄積されている各都道府県国健康保険団体連合会が審査したすべての介護給付費明細書等 | 一 | 月報・年度報： 集計後 速やかに公表 |
| 介護事業経営実態調査 | 各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、介護報酬の改定に必要な基礎資料を得る。 | サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与、収入の状況、支出の状況 等 | 介護保険サービスの指定施設、事業所 | 3年 (直近は 令和元年実施) | 社会保障審議会 介護給付費 分科会において公表 |
| 介護事業経営実態調査 | 各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、介護報酬の改定に必要な基礎資料を得る。 | サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与、収入の状況、支出の状況 等 | 介護保険サービスの指定施設、事業所 | 3年 (直近は 令和2年実施) | 社会保障審議会 介護給付費 分科会において公表 |
| 介護従事者処遇状況等調査 | 介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、次期介護報酬改定のための基礎資料を得る。 | 給与等の状況、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況、給与等の引き上げ以外の処遇改善状況、従事者の勤務形態、労働時間、資格の取得状況、基本給の額 等 | 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、訪問介護事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護を含む）、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、居宅介護支援事業所 | 直近は 令和3年実施 | 社会保障審議会 介護給付費 分科会において公表 |

3 保健統計

| 調査名 | 目的 | 事項 | 対象 | 調査周期 | 公表時期 |
|--|---|--|---------------|-------------------------------|-----------------------|
| 衛生行政報告例 (一般統計調査) 政策統括官付参事官付行政報告統計室 | 衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営のための基礎資料を得る。 | 精神保健福祉関係、栄養関係、衛生検査関係、生活衛生関係、食品衛生関係、乳肉衛生関係、医療関係、薬事関係、母体保護関係、難病・小児慢性特定疾病関係、狂犬病予防関係 | 都道府県・指定都市・中核市 | 毎年度・隔年 (隔年報の直近は 令和6年実施) | 年度報：10月下旬 隔年報：7月中旬 |
| 地域保健・健康増進事業報告 (一般統計調査) 政策統括官付参事官付行政報告統計室 | 地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を、実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得る。 | 母子保健等サービスの実施状況、予防接種の状況、保健所の連絡調整等の実施状況、職員の設置状況及び保健所職員の市町村への援助状況、健康増進事業の実施状況等 | 保健所・市区町村 | 毎年度 | 3月中旬 |

| 調査名 | 目的 | 事項 | 対象 | 調査周期 | 公表時期 |
|-----------------------------------|---|--|---|-----------------------------------|--|
| 医療施設調査 (基幹統計調査) | 医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得る。 | 静態調査 施設名、開設者、許可病床数、診療科目、従事者数、診療及び検査の実施状況等 動態調査 施設名、所在地、開設者、届出及び処分等の種類、許可病床数等 | 静態調査 全国の病院及び診療所動態調査 医療法に基づく届出や処分があった医療施設 | 静態調査 3年 (直近は令和5年実施) 動態調査 毎月 | 静態調査 11月下旬 動態調査 (年報):9月下旬 (月報):毎月(月末報) |
| 政策統括官付参事官付保健統計室 | | | | | |
| 病院報告 (一般統計調査) | 全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得る。 | 在院患者数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等 | 全国の病院及び療養病床を有する診療所 | 毎月 | (年報):9月下旬 (月報):毎月(概数) |
| 政策統括官付参事官付保健統計室 | | | | | |
| 医師・歯科医師・薬剤師統計 (業務統計) | 医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く)等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得る。 | 住所、性、生年月日、業務の種別、従事する診療科名(薬剤師を除く)、従事先の所在地等 | 全国の医師、歯科医師、薬剤師 | 2年 (直近は令和4年届出) | 12月下旬 |
| 政策統括官付参事官付保健統計室 | | | | | |
| 患者調査 (基幹統計調査) | 医療施設(病院、一般診療所及び歯科診療所)を利用する患者について、その属性、入院・来院時の状況及び傷病名等の実態を明らかにし、併せて地域別患者数を推計することにより、医療行政の基礎資料を得る。 | 患者の性別、受療の状況、診療費等支払方法、入院・外来の種別、紹介の状況、病床の種別等 | 全国の医療施設を利用す る患者 /病院約6,500施設、一般診療所約6,000施設、歯科診療所約1,300施設を抽出 | 3年 (直近は令和5年実施) | 12月下旬 |
| 政策統括官付参事官付保健統計室 | | | | | |
| 国民健康・栄養調査 (一般統計調査) | 国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況等を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るために基礎資料を得る。 | 食事状況(欠食、外食)、食物摂取状況(食品名、摂取量)、身長、体重、血压、血液検査、歩行数、喫煙、飲酒、運動習慣、生活習慣に関する事項等 | 全国の世帯及び世帯員(約5,700世帯約15,000人を抽出) | 毎年 | 集計後 速やかに公表 |
| 健康局 健康課 | | | | | |
| 薬事工業生産動態統計調査 (基幹統計調査) | 医薬品、医療機器、医薬部外品及び再生医療等製品の生産及び輸出入の実態を明らかにし、薬事行政の基礎資料を得る。 | 医薬品、医療機器、医薬部外品及び再生医療等製品の生産及び輸出入の実態を明らかにし、薬事行政の基礎資料を得る。 | 医薬品、医療部外品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売業者 | 毎月 | 月報:調査月の翌月15日の翌日から起算して60日後 年報:翌年中 |
| 医政局 医業産業振興・医療情報企画課 | | | | | |
| 医療経済実態調査 (医療機関等調査) (一般統計調査) | 病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。 | (病院用) 損益、職種別常勤職員給料等(一般診療所用) 損益、職種別常勤職員給料等(歯科診療所用) 損益、職種別常勤職員給料等(保険薬局用) 損益、職種別常勤職員給料等 | 全国の社会保険による診療等を行っている医療機関等 /病院: 抽出率 1/3 一般診療所: ≈ 1/20 歯科診療所: ≈ 1/50 保険薬局: ≈ 1/25 | 2年 (直近は令和元年実施) | 11月上旬 |
| 中央社会保険医療協議会 (保険局医療課) | | | | | |
| 医療経済実態調査 (保険者調査) (一般統計調査) | 医療保険の保険者の財政状況の実態を把握し、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。 | (土地に関する調査) 施設の種類、面積、取得価額、時価評価額等 (直當保養所、保健会館に関する調査) 建物の面積、帳簿価額、利用者数、経常収支 | 全国の健康保険組合及び共済組合 | 2年 (直近は令和元年実施) | 11月上旬 |
| 中央社会保険医療協議会 (保険局調査課) | | | | | |
| 受療行動調査 (一般統計調査) | 全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得る。 | 診療までの待ち時間、診察時間、病院を選んだ理由、医師から受けた説明の程度、今後の治療・療養の希望、満足度等 | 全国の一般病院を利用する患者(約500施設) | 3年 (直近は令和5年実施) | 10月(概数) 3月(確定数) |
| 政策統括官付参事官付保健統計室 | | | | | |
| 食中毒統計調査 (業務統計) | 食中毒の患者並びに食中毒死者の発生状況を把握し、食品安全衛生の基礎資料を得る。 | 原因となった家庭・業者・施設等の種別、発病年月日、原因食品名、病因物質、患者数、死者数等 | 全国の保健所 | 毎月 | 3月中旬 |
| 医薬・生活衛生局 食品監視安全課 | | | | | |
| 食肉検査等情報還元調査 (一般統計調査・業務統計) | と畜場等における食用に供するために行う畜産の処理事業、食鳥処理の事業の実態を把握し、都道府県等を通して、データを畜生産段階に還元することにより、食肉の安全性を確保するとともに、都道府県等の衛生行政の推進に当たって、全國的な状況等を随时利用できる体制を構築し、円滑な行政推進を図るために基礎資料を得るものである。 | と畜場数、と畜状況、と畜検査頭数、食鳥処理場数、食鳥処理衛生管理者数、届出食肉販売業者数、食鳥検査羽数、化製場及び魚介類鳥類等製造販売施設数等、死亡獸畜取扱場数、畜舍及び家畜舍数 | 都道府県、保健所を設置する市及び特別区(ただし、報告を求める事項のうち)と畜場、と畜場外とさつ頭数、と畜場内とさつ頭数、区分別家頭数及び疾病別頭数については、都道府県及び保健所を設置する市のみ報告を行う。) | 毎年 | 集計後 速やかに公表 |
| 医薬・生活衛生局 食品監視安全課 | | | | | |

4 雇用統計

| 調査名 | 目的 | 事項 | 対象 | 調査周期 | 公表時期 |
|---|---|--|--|---------|------------------------------|
| 毎月労働統計調査 (基幹統計調査) 全国調査 | 常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について全国的変動を明らかにする。 | 賃金、労働時間、常用労働者数、常用労働者の種類等 | 日本標準産業分類（平成25年10月改定）による16大産業、事業所規模5人以上の事業所 | 毎月 | 速報 調査月の翌々月上旬 確報 調査月の翌々月下旬 |
| 地方調査 | 常用労働者を5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について都道府県別の変動を明らかにする。 | 全国調査に同じ | 全国調査に同じ | 全国調査に同じ | 原則調査月の翌々月中 |
| 特別調査 <small>政策統括官付参事官付 雇用・資金福祉統計室</small> | 1~4人の常用労働者を雇用する小規模事業所の雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにする。 | 賃金、労働時間、常用労働者数、勤続年数等 | 16大産業、事業所規模1~4人の事業所 | 毎年 | 12月 |
| 雇用動向調査 (一般統計調査) | 主要産業における入職・離職・未充足求人の状況並びに入職者・離職者に係る個人別の属性及び入職・離職に関する事情等を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的とする。 | 事業所一常用労働者の移動状況、未充足求人等 | 日本標準産業分類（平成25年10月改定）による16大産業、事業所規模5人以上の事業所、調査年中の調査事業所における入職者及び離職者 | 年2回 | 年8月、 上半期12月 |
| 雇用の構造に関する実態調査 (一般統計調査) 令和6年: 事業形態の多様化に関する総合実態調査 <small>政策統括官付参事官付 雇用・資金福祉統計室</small> | 正社員及び正社員以外の労働者のそれぞれの就業形態について、事業所側、労働者側の双方から意識的な面を含めて把握することで、多様な就業形態に関する諸問題に的確に対応した雇用政策の推進等に資することを目的とする。 | (事業所調査) 事業所の属性、労働者比率等の変化、正社員以外の労働者を活用する理由、正社員以外の労働者の活用上の問題点、就業形態別各種制度の適用状況 (個人調査) 個人の属性、就業の実態について、賃金等について、各種制度、満足度について、兼業について | (事業所調査) 事業所における産業が日本標準産業分類（平成25年10月改訂）による16大産業に属する常用労働者5人以上の事業所 (個人調査) 上記の事業所で就業している労働者 | 不定期 | 令和7年9月予定 |
| 労働経済動向調査 (一般統計調査) <small>政策統括官付参事官付 雇用・資金福祉統計室</small> | 景気の変動、労働力需給の変化等が雇用、労働時間等に及ぼしている影響やそれらに関する今後の見通し等を調査し、労働経済の変化の方向等を把握し、労働政策の基礎資料とする。 | 生産・売上等の動向、雇用、労働時間の動向、常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人、雇用調整等の実施状況等 | 日本標準産業分類（平成25年10月改定）による12大産業に属する常用労働者30人以上の民営事業所 | 年4回 | 3月、6月、9月、 12月 |
| 労使関係総合調査 (一般統計調査) ①労働組合基礎調査 <small>政策統括官付参事官付 雇用・資金福祉統計室</small> | 労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査し、労働組合及び労働組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を明らかにする。 | 労働組合の種類、適用法規、組合員数、加盟上部組合の系統等 | すべての産業の労働組合 | 毎年 | 12月 |
| ②実態調査 <small>政策統括官付参事官付 雇用・資金福祉統計室</small> | 労働組合の組織及び労働組合の活動の実態、団体交渉や労働協約締結、労働争議に係る状況、労使コミュニケーションの状況等労使関係の実態を明らかにする。 | (令和6年調査：労使コミュニケーション調査) (事業所調査) 事業所の属性に関する事項、労使コミュニケーション全般に関する事項、労使協議機関に関する事項、苦情処理に関する事項、外部の機関等の利用に関する事項、労使関係についての認識 (労働者調査) 個人の属性に関する事項、労使コミュニケーション全般に関する事項、労働組合に関する意識、労使協議機関に関する事項、個人の遭遇等に関する事項 | (事業所調査) 16大産業に属する常用労働者数30人以上の民営事業所 (労働者調査) 上記の事業所に雇用される常用労働者 | 毎年 | 6月 |
| 労働争議統計調査 (一般統計調査) <small>政策統括官付参事官付 雇用・資金福祉統計室</small> | 我が国における労働争議の状況を明らかにする。 | 争議の総参加人員、行為参加人員、争議行為形態別期間、争議行為形態別行為参加人員、争議行為形態別労働損失日数等 | 全争議 | 毎月 | 8月 |

| 調査名 | 目的 | 事項 | 対象 | 調査周期 | 公表時期 |
|---|---|--|--|-----------------------|-------------|
| 家内労働等実態調査 (一般統計調査) 雇用環境・均等局 在宅労働課 | 家内労働の実態を把握し、家内労働対策を推進するための基礎資料を得る。 | 委託者の委託条件等 家内労働者の労働条件等 | 全国の委託者及び家内労働者の中から一定の方法で抽出 | 3年 (直近は 令和5年実施) | 調査年度の 3月 |
| 雇用均等基本調査 (平成19年度より 「女性雇用管理基本調査」から名称変更) (一般統計調査) 雇用環境・均等局 雇用機会均等課 | 主要産業における男女の雇用均等问题に係る雇用管理の実態を把握する。 | 男女雇用機会均等法に基づく企業における女性の採用、配置・昇進等の雇用状況及び育児・介護休業制度の規定・運用状況等に関する事項等 | (企業調査) 16大産業に属する常用労働者10人以上の民営企業 (事業所調査) 16大産業に属する常用労働者5人以上の民営事業所 | 毎年 | 7月予定 |
| 能力開発基本調査 (一般統計調査) 人材開発統括官付 人材開発政策担当参事官室 | 我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政に資する。 | (企業調査) 企業の概要、OFF-JT及び自己啓発支援に支出した費用等 (事業所調査) 事業所の概要、教育訓練の実施状況、人材育成、キャリア形成支援、技能の継承等 (個人調査) 労働者の属性、教育訓練受講状況、自己啓発実施状況、職業生活設計等 | (企業調査) 日本標準産業分類に定める15大産業であって、常用労働者30人以上の民営企業 (事業所調査) 日本標準産業分類に定める15大産業であって常用労働者30人以上の民営事業所 (個人調査) 事業所調査の対象事業所に就業している常用労働者 | 毎年 | 6月予定 |

5 賃金福祉統計

| 調査名 | 目的 | 事項 | 対象 | 調査周期 | 公表時期 |
|----------------------------------|--|---|---|-------------------------------------|---|
| 賃金構造基本統計調査 (基幹統計調査) | 主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにする。 | 事業所に係る事項 事業所の雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数 労働者に係る事項 性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規卒業者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、昨年1年間の賞与・期末手当等特別給与額、在留資格 | 16大産業に属する5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所及び労働者 | 毎年 | 3月 |
| 政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 | | | | | |
| 就労条件総合調査 (一般統計調査) | 主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにする。 | 企業の属性に関する事項、労働時間制度に関する事項、賃金制度に関する事項等 | 16大産業に属する常用労働者30人以上の民営企業 | 毎年 | 12月 |
| 政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 | | | | | |
| 賃金引上げ等の実態に関する調査 (一般統計調査) | 労働組合のない企業を含めた民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握する。 | 1人平均賃金の改定額・改定率、賃金の改定方式、賃金の改定事情、賞与支給状況、賞与決定方式等 | 15大産業に属する常用労働者100人以上の会社組織の民営企業 | 毎年 | 11月 |
| 政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 | | | | | |
| 労働災害動向調査 (一般統計調査) | 主要産業における年間の労働災害の発生状況を明らかにする。 | 延べ実労働時間数、労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数等 | (事業所調査) 主要産業に属する常用労働者30人以上の事業所(ただし、製造業の特定の産業については、10人~29人) | (事業所調査) 毎年 | (事業所調査) ・常用労働者100人以上の事業所 6月 ・常用労働者10人以上の事業所 11月 |
| 政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 | | | | | |
| 労働安全衛生調査 (実態調査) (一般統計調査) | 事業所が行っている安全衛生管理、労働災害防止活動及びそこで働く労働者の仕事や職業生活における不安やストレス等の実態について把握し、今後の労働安全衛生行政を推進するための基礎資料とする。 | (事業所調査) メンタルヘルス対策、産業保健、腰痛予防対策、労働災害防止対策、産業種別労働災害防止対策、熱中症対策、化学物質のばく露防止対策(個人調査) 勤務の状況、仕事や職業生活における不安やストレス、長時間労働 | (事業所調査) 17大産業に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所(個人調査) 上記事業所に雇用される常用労働者及び受け入れた派遣労働者 | 毎年 (ただし、労働安全衛生調査(労働環境調査)実施年を除く。) | 9月 |
| 政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 | | | | | |
| 労働安全衛生調査 (労働環境調査) (一般統計調査) | 危険有害業務の状況及び労働環境の変化等の労働者への影響を把握し、快適な職場環境の形成など労働安全衛生対策の推進に資する。 | (事業所調査) 有害業務、設備対策、作業環境測定、GHS ラベルの表示状況及び安全データシート (SDS) の交付状況等 (個人調査) 有害業務の従事状況、化学物質等(「いざ工事現場調査」) 粉じん抑制対策、作業環境測定の実施状況等 | (事業所調査) 特定産業に属する常用労働者10人以上を雇用する民営事業所(個人調査) 上記事業所に雇用される常用労働者及び受け入れた派遣労働者(「いざ工事現場調査」) 建設業(「いざ建設工事に限る。」)で労働者災害補償保険料が160万円以上又は工事請負金額が税抜き1億8,000万円以上(保険関係成立年月日が平成27年(2015年)3月31日以前の工事現場については、税込み1億9,000万円以上)の工事現場 | 不定期 (直近は 令和元年実施) | 9月 |
| 政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 | | | | | |

| 調査名 | 目的 | 事項 | 対象 | 調査周期 | 公表時期 |
|------------------------------------|---|---|--|------------------------|---|
| 賃金事情等総合調査 (業務統計) 中央労働委員会 | 労働争議の調整の参考資料 | ①賃金事情調査(賃金体系、諸手当の内容、賃金改定状況、モデル所定内賃金等) ②退職金・年金及び定期制事情調査(退職金・年金制度の内容、支給の実態、モデル退職金等) ③労働時間、休日・休暇調査(年間所定労働時間、年間休日日数、所定外労働の割増賃金率、年次有給休暇、特別休業・休暇制度、ワーク・ライフ・バランスへの取組状況等) | 資本金5億円以上、労働者1,000人以上の企業の中から、独自に選定した企業 | ①は毎年 ②、③は隔年 | 集計が完了次第 |
| 最低賃金に関する実態調査 (一般統計調査) | 中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議のための基礎資料を得る(最低賃金に関する基礎調査票、賃金改定状況調査票を使用)。 | 賃金改定状況調査については、賃金改定実施状況別事業所割合、事業所の平均賃金改定率、事業所の賃金上昇率等。最低賃金に関する基礎調査については、都道府県別の産業・就業形態・賃金階級・事業所規模・地域・年齢階級別労働者数等 | 賃金改定状況調査票については、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、学術研究、専門、技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)の常用労働者数が30人未満の企業に属する事業所、最低賃金に関する基礎調査票については、製造業、情報通信業のうち新聞業・出版業の常用労働者数が100人未満の事業所及び卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、学術研究、専門、技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)の常用労働者数が30人未満の事業所(ただし、特定最低賃金が設定されている産業については、当該特定期間内に限り、常用労働者数が30人若しくは100人以上の事業所も調査の対象とする場合がある。) | 毎年 | 7月以降最低賃金審議会の資料として一部公表するほか、賃金改定状況調査の結果は審議終了後速やかに公表、最低賃金に関する基礎調査の結果は翌年6月上旬までに公表 |
| 労働基準局 賃金課 | 毎年3月に大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校(専門課程)を卒業する予定の学生・生徒について就職内定状況等を把握し、就職問題に適切に対応するための参考資料を得る。 | ・調査対象校における調査対象母集団数 ・調査対象校における本調査の調査対象者数(標本数) ・就職希望者の進路希望 ・調査対象者が企業等より内定を受けた時期 | 文部科学省及び厚生労働省において、設置者、地域の別を考慮して全国から抽出した大学(62校うち、国立大学21校、公立大学8校、私立大学38校)、短期大学(20校)、高等専門学校(10校)、及び専修学校(専門課程)(20校)の卒業予定者のうちから、一定の方法により抽出した6,250人 | 年4回 (10月、12月、2月、4月) | ・10月調査：11月中旬 ・12月調査：1月中旬 ・2月調査：3月中旬 ・4月調査：5月中旬 |
| 人材開発統括官付 若年者・キャリア形成支援 担当事務室 | 請負による建設事業について、賃金実態を把握し、労災保険料の算定に用いる労務費率の改定の基礎資料とする。 | 工事の請負金額、保険料の算定方法、支払賃金額等 | 建設事業 | 原則として3年 | 労働政策審議会 労働条件分科会 労災保険部会の資料として公表 |
| 労務費率調査 (一般統計調査) | 請負による建設事業について、賃金実態を把握し、労災保険料の算定に用いる労務費率の改定の基礎資料とする。 | 工事の請負金額、保険料の算定方法、支払賃金額等 | 建設事業 | 原則として3年 | 労働政策審議会 労働条件分科会 労災保険部会の資料として公表 |
| 労働基準局 労災管理課 | 主要産業の民営事業所における身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者の雇用者数、雇用管理上の措置等を調査し、今後の障害者の雇用施策の検討及び立案に資する。 | 障害のある雇用労働者の障害の種類、程度、給与、労働時間、勤続年数、雇用状況等 | 18大産業に属する常用労働者5人以上の民営事業所 | 5年 (平成30年実施) | 3月 |
| 職業安定局 障害者雇用対策課 | | | | | |